

◎新潟県告示第363号

新潟県広報広聴規程（平成2年6月新潟県告示第1654号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(広報広聴委員会の組織) <b>第5条</b> (略) 2 委員長は知事政策局長の職にある者を、副委員長は広報広聴課長の職にある者をもってこれに充てる。 3・4 (略)	(広報広聴委員会の組織) <b>第5条</b> (略) 2 委員長は <u>広報監</u> の職にある者を、副委員長は広報広聴課長の職にある者をもってこれに充てる。 3・4 (略)
(広報広聴事務の総合調整) <b>第9条</b> (略) 2 <u>知事政策局長</u> は、必要があると認めるときは、関係部課長に対し、広報広聴資料の提出を求め、又は広報広聴事務について必要な事項を指示することができる。	(広報広聴事務の総合調整) <b>第9条</b> (略) 2 <u>広報監</u> は、必要があると認めるときは、関係部課長に対し、広報広聴資料の提出を求め、又は広報広聴事務について必要な事項を指示することができる。